

亀山市告示第87号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり使用料の収納事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年4月1日

亀山市長 櫻井 義之

1 委託の内容

農業集落排水処理施設使用料の収納事務

2 委託した私人の所在地及び名称

所在地 岐阜県岐阜市日置江1丁目58番地

名称 株式会社電算システム

3 委託期間

令和2年12月2日から令和4年3月31日まで

4 収納事務を行う期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで